

運用指針

第2条 -イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

地元との協議による道路構造の変更
(橋梁の一部を土工構造に変更)

中部横断自動車道 六郷IC ~ 増穂IC間位置図

中部横断自動車道 六郷IC ~ 増穂ICの路線概要

・山梨と静岡を結ぶ一般国道52号の代替ルートとして、当該区間を含む静岡市～増穂町間約59kmを国土交通省とNEXCO中日本において事業中である。当該区間は、物流や地域医療の支援、災害時の代替路等として期待。



道路構造の変更(橋梁の一部を土工構造に変更)の経緯



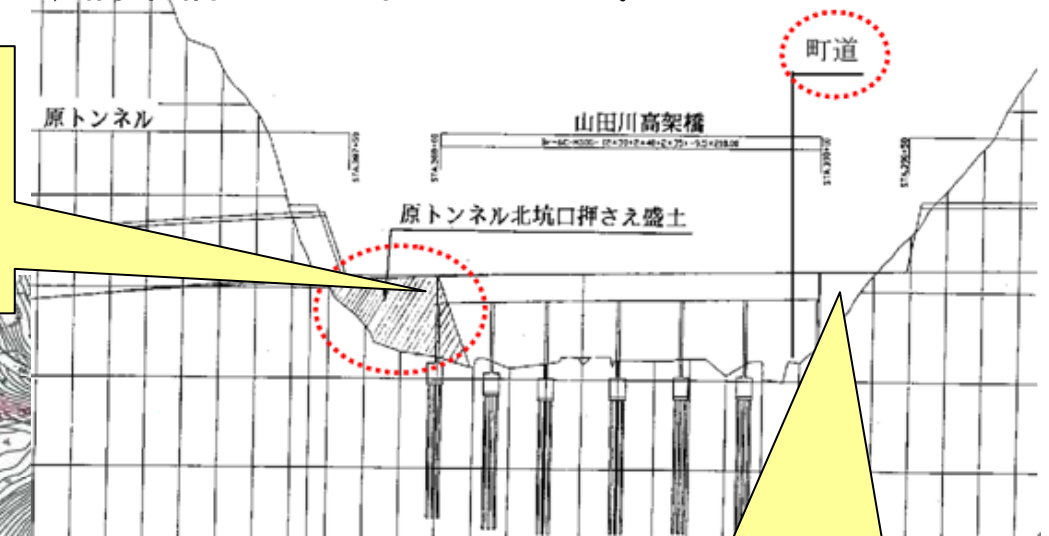
道路構造の変更(橋梁の一部を土工構造に変更)の経緯

山田川高架橋の当初計画(平成8年10月の事業アセス図面を基に更なるコスト縮減を踏まえた協定図面)

当該区間は、重要交差施設や民家への影響を考慮し、橋梁構造を基本としていた。

A1橋台の位置計画

近接する民家への影響を考慮し、橋梁構造を基本とする一方、原トンネルの北坑口が地すべり地帯に位置することから、押さえ盛土が必要であり、その最低限必要な範囲をコントロールとして当初の橋台位置を決定。



A2橋台の位置計画

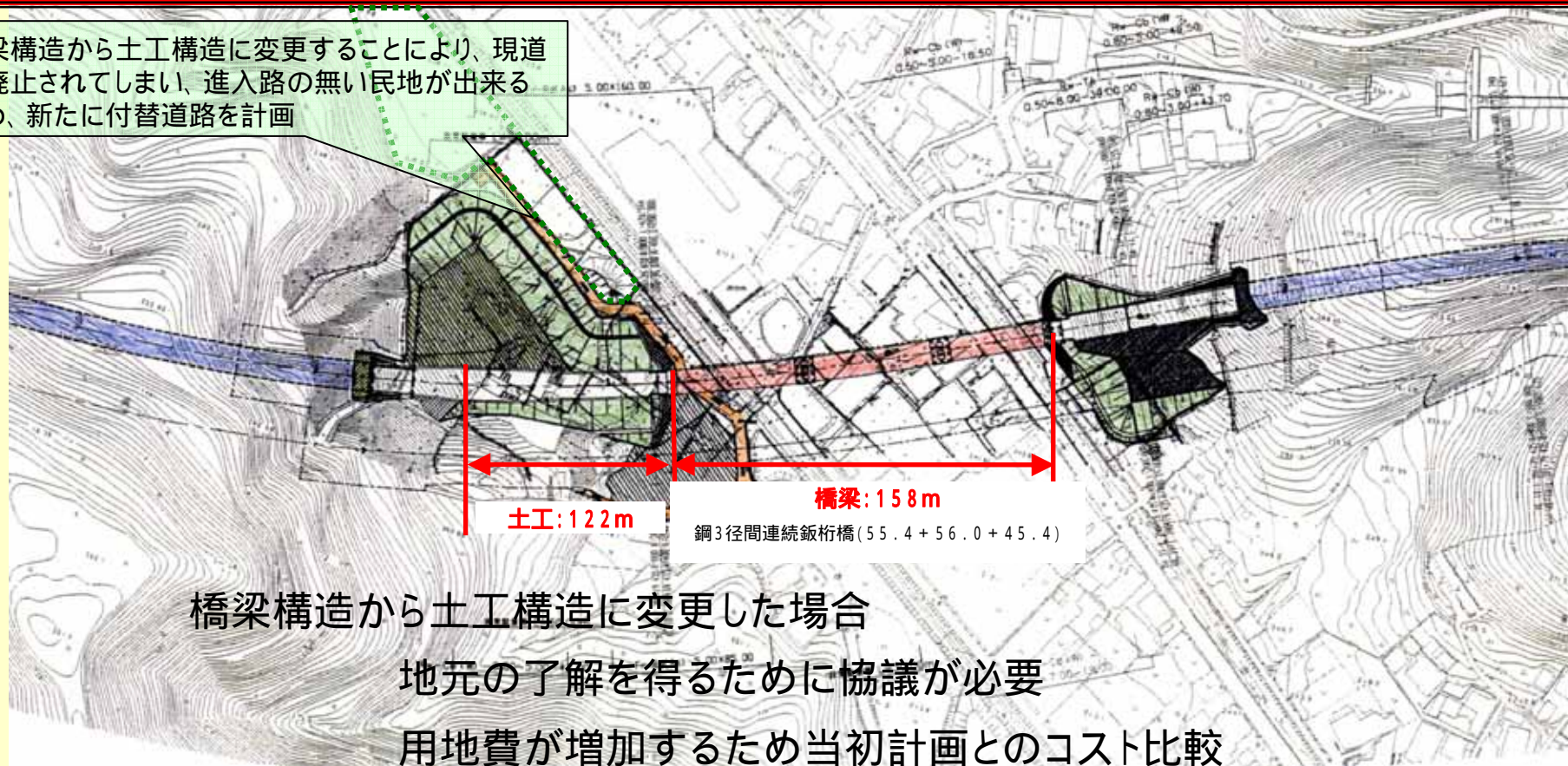
橋台前面の町道をコントロールとして当初の橋台位置を決定。

道路構造の変更(橋梁の一部を土工構造に変更)の経緯

更なるコスト縮減のため、道路構造を再検討

両端に位置する重要交差施設(鉄道と河川)の影響が無い範囲まで橋梁構造から、土工構造に変更

橋梁構造から土工構造に変更することにより、現道が廃止されてしまい、進入路の無い民地が出来るため、新たに付替道路を計画



道路構造の変更に対する取組み

【取組内容】地元の了解を得るために協議を実施

関係機関及び地元住民に対して

- ・両端に位置する重要交差物(鉄道と河川)の影響が無い範囲まで橋梁構造を土工(盛土)構造に変更
- ・土工(盛土)構造に変更することにより、現道が廃止され、進入路の無い民地が出来るため、新たな付替道路を計画する等道路構造を変更することについて地元及び関係機関へ協議

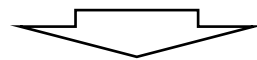
平成18年12月 町議会説明

平成19年 1月 地元区長説明会

平成19年 2月 地元説明会

平成19年 5月 地元区長説明会

平成19年 6月 設計協議に関する調印



協議の結果、関係機関および地元住民の了解を得られ、当初計画と比較してもコスト縮減が図られる見込み。

道路構造の変更(橋梁の一部を土工構造に変更)することによる施工費の縮減

経営努力要件適合性の認定について

道路構造の変更(橋梁の一部を土工構造に変更)し、関係機関及び地元と協議を行ない、了解を得たことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

道路構造の変更(橋梁の一部を土工構造に変更)することによる材料費及び施工費の縮減 → 会社の経営努力によるものと認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議